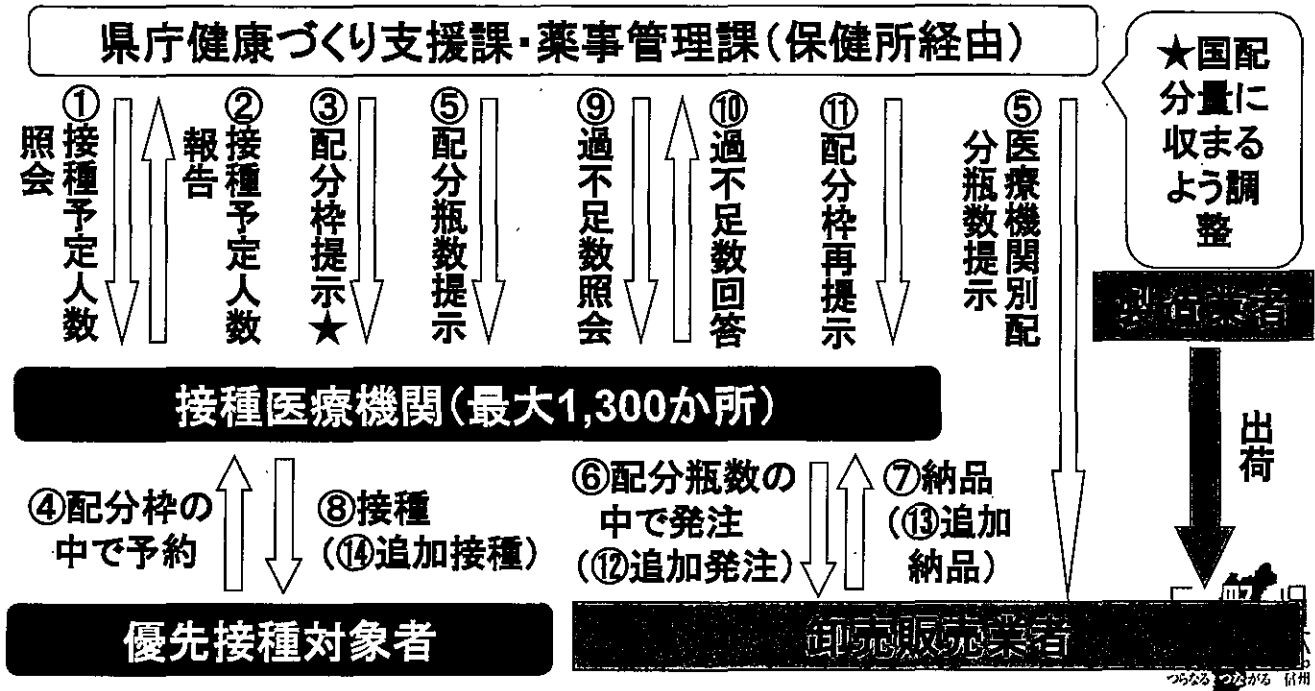


1 長野県における新型インフルエンザ ワクチンの供給調整

平成22年5月19日 長野県健康福祉部

■ 優先区分ごとに下記手順を実施(⑨～⑭適宜)



2 ムダなく、効率よく、 混乱を最小限に抑えるための工夫

- 国の供給量に収まるよう医療機関ごとに「配分枠」を設定
- 「返品不可」を通知ごとに徹底
- 医療機関の接種予定人数を確認して配分
 - 病床数や患者数は、配分枠の根拠とせず
- 地域偏在、医療機関偏在の回避
 - 人口比で医療圏の配分枠を算定
 - 接種予定人数に対して同一比率で配分
- きめ細かい修正を行い、必要なところに効率よく再配分
 - 過不足調査を頻回に実施
 - 国の供給ごとに配分枠をリセットし、積み残しをさせない
- 毎回、「1医療機関1卸」とした
 - 医療機関及び卸における負担と混乱の軽減
- 供給バイアルの調整
 - 1mL: 小規模医療機関及び小児科に優先配分
 - 10mL: 大規模医療機関及び集団接種に供給

● 通知文等の発送

- ・ 接種予定者調査: 10回
- ・ 日程等通知: 10回
- ・ 配分枠通知: 7回
- ・ 担当卸通知: 11回
- ★ 1回あたり1,200か所

第9回で
1mL: 22,500本の
追加供給を
国に希望

● 3月の医療機関在庫: 19,557ショット(10mL 123本 = 2,214ショット)

ワクチン接種に関する 混乱・不安の軽減・解消に向けて

■ 「接種計画」の公表

- ワクチンの供給量、供給時期、接種可能人数を一覧にして、公表(報道機関、ホームページ)
- http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/hokenyob/happyou/220125newflu_schedule.pdf
- 接種可能人数に限りがあることが理解され、不安や苦情の相談が減少。

■ 市町村における集団接種・予約代行の導入

- ワクチン接種の開始に伴って、医療機関への照会、住民の不安が増大。
- 平成21年11月26日、集団接種、予約代行を80市町村に依頼。
 - 具体的な方法・手順を提示
- 集団接種
 - 乳幼児16市町村、小学校低学年44、同高学年46、中学生46
- 予約代行
 - 医療機関に代わって市町村が予約を受け付け、個々の医療機関で接種。
 - 14市町村

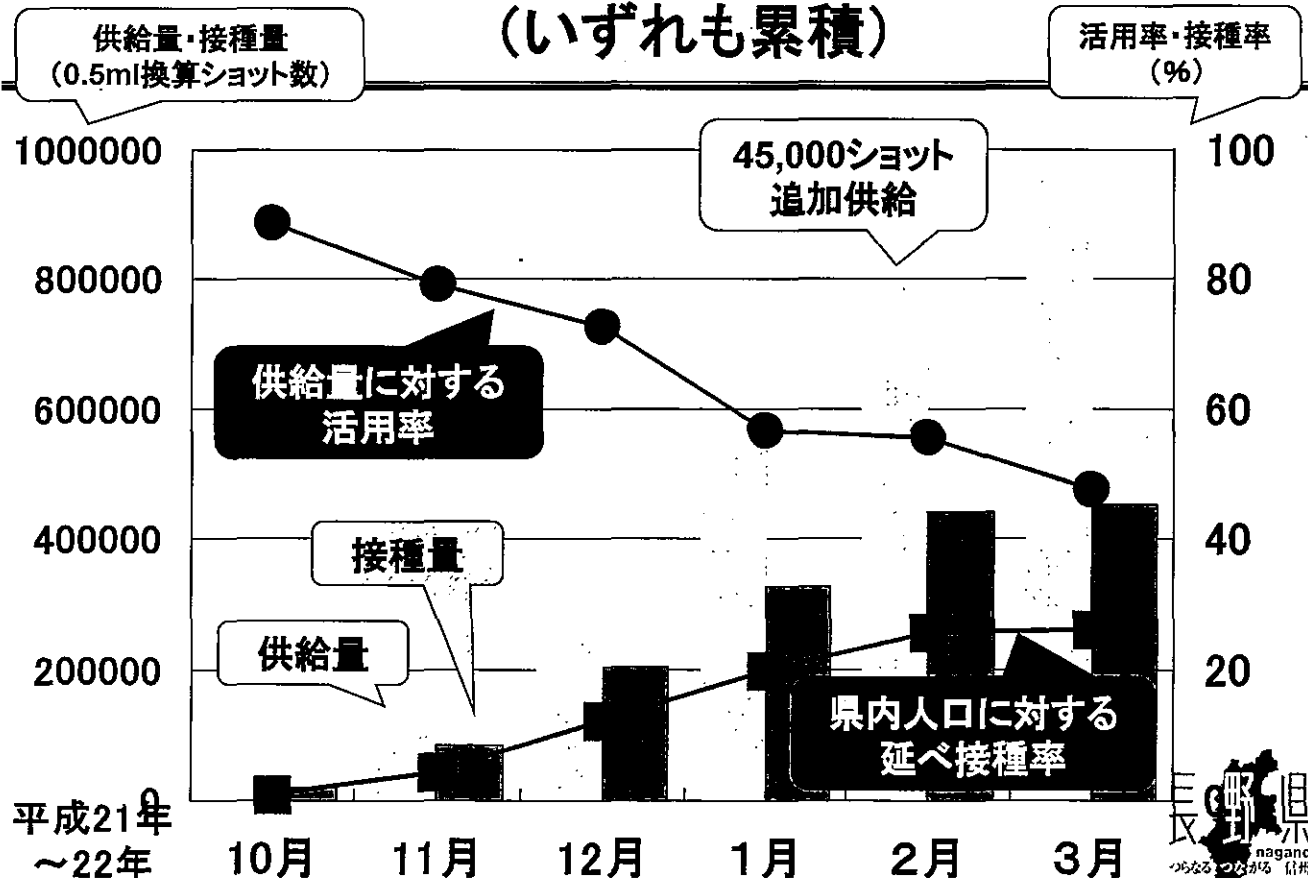
■ ワクチン相談専用電話の開設

- 県看護協会に委託し、11月に開設
- 県庁にも専任の相談員を設置
- 3月までで2,746件の相談

集団接種で44,934人接種
(全接種者数の8%)



4 ワクチンの供給量、接種量、活用率、接種率 (いずれも累積)



ワクチン供給調整の改善点 ～今回と同様の需給状態を仮定した場合～

■ 基礎疾患の定義を簡潔にする

多数の優先接種対象者に対して
ワクチンが少量・間隔を空けて供給

- 定義が複雑すぎ、医療機関によって定義の活用状況が異なってしまった
- ワクチンが足りない場合には基礎疾患の範囲を限定する必要がある

■ 医療機関への委託ではなく、市町村実施とする

- 責任体制の明確化、住民からの照会への対応等の利点がある

■ 集団接種を標準方式とし、事前に医師会・医療機関等と調整・準備しておく

- 健康な小学生以上の場合は、集団接種が可能であり、効率的
- 基礎疾患患者、未就学児等は、かかりつけ医の関与が望ましい
 - 対象者からの照会等への対応は、市町村が行う必要がある

■ 調整方法、接種日・接種対象者は、全国共通とする

- 都道府県による違いが住民と医療機関の不安・不満を増長させた
- 不可能であれば、「都道府県によって接種日・接種対象者が異なることがある」ことを十分に周知・徹底する

長野県は基礎疾患、小児への接種を優先し、健康成人等の前倒しはせず



(別 紙)

当面の各優先接種対象者ごとのワクチン接種計画 (1/25現在)

県内接種開始日は流通状況により数日程度早まる場合があります。

国の出荷（予定）日				第2回 (10/20)	第3回 (11/6)	第4回 (11/24)	第5回 (12/7)	第6回 (12/18)	第7回 (12/28)	第8回 (1/15)	第9回 (1/29)	第10回 (2/15)	第11回 2月後半	第12回 3月前半
県内へ割当数量（接種回数単位） ＜国内産ワクチン（バイアル製剤）＞				回分 21,000	回分 57,000	回分 62,000	回分 101,000	回分 82,000	回分 78,000	回分 123,000	回分 163,000	回分 79,000	回分 56,000	回分 91,000
各出荷分の県内接種開始予定日				11月9日	11月18日	12月9日	12月22日	1月7日	1月13日	1月29日	2月12日	3月2日	3月中旬	3月末頃
接種対象者				国見込数	県内配分（予定）数									
				各優先接種対象者の県内配分（予定）数を100%とした場合の配分量										
基礎疾患 を有する 者	最優先	1回	98千人	137千人	14%	46%	14%	3%		18%	5%			
		小児等※ のみ2回		26千人				65%	30%		5%			
	その他	1回	49千人	77千人			31%	29%			36%			
		小児等※ のみ2回		13千人				27%	56%		17%			
妊婦 (シリンジ製剤)	1回	18千人	19千人	バイアル製剤 (8%)	19%	43%		8%		8%		8%		8%
幼児 (1歳～6歳)	1回目	108千人	105千人			42%	58%							
	2回目		61千人				59%	41%						
小学校低学年 (相当年齢含む)	1回目	63千人	49千人				78%	22%						
	2回目		49千人					77%	22%					
1歳未満小児の 保護者等	1回	36千人	27千人					25%	2%	24%	49%			
小学校高学年 (相当年齢含む)	1回目	63千人	33千人					60%	40%					
	2回目		33千人						94%	6%				
中学生 (相当年齢含む)	1回	63千人	36千人					64%	36%					
	※13歳未満 のみ2回		2千人							100%				
高校生 (相当年齢含む)	1回	63千人	9千人							100%				
高齢者 (65歳以上)	1回	554千人	74千人							49%	51%			
健康成人 (優先接種以外)	1回	—千人	54千人							18%	82%			

接種状況に応じて国と必要数量を調整し、希望数量を随時供給

接種状況に応じて国と必要数量を調整し、希望数量を随時供給

※13歳未満の小児は2回接種確定。基礎疾患を有する著しく免疫を抑制されている者は2回接種しても差し支えない、とされている。

○現時点では、県内の健康成人の接種予定数量の全量について、国産ワクチンにより2月中旬には確保できる見込みとなり、当面は輸入ワクチンが必要となる状況とはなっていない。

○優先接種対象者の「国見込数」は国の当初供給計画での県人口比按分による人数。県内配分(予定)数は、現時点での配分済数量及び医療機関への接種見込数調査等に基づく配分予定数。

ワクチン接種関係事務の日程 (案)

H21.11.26現在

	日	曜	接種 日程	個別予約対応		予約代行対応		県・保健所の対応	医療機関
				予約日程	市町村対応	予約日程	市町村対応		
	24	火						市町村HC説明会開催通知	
	25	水						県医師会説明	[5]基礎(小児・免疫)②回答
	26	木			市町村説明会議		市町村説明会議	都市医師会HC説明	
	27	金					市町村(予約代行)検討結果回答 (管内医師会・医療機関と協議)	接種計画(前倒し)等医療機関あて通知 代行(医)接種可能数照会(小低高/中/高/未保)	【個別受市町村】 [5]小低枠、基礎(小児②・追加)配分通知
	28	土							
	29	日							
	30	月		(学校から予約方法等家庭配布) ・個別の市町村は医療機関リスト ・予約できない場合は市町村窓口へ		変更(予約・集団)内容を周知 ・代行市町村:予約時期、方法 ・学校から家庭配布、域内放送等		接種計画(一部前倒し)プレスリリース ・予約期間変更(小高学年、中学日程追加) ・予約方法変更市町村からは案内が出ます。	
12月	1	火	[4]卸通知					代行(医)接種可能数回答(小低高/中/高/未保)	
	2	水		小低学年			管内代行(医)接種可能枠調整	保:域外代行(医)接種可能枠調整	代行○接種可能人数回答(小低高/中/高/未保)
	3	木		↓					
	4	金	[4]発注	↓				代行各医・市町村へ接種可能人数(小低枠)通知	代行各医へ接種可能人数(小低枠)通知
	5	土							
	6	日							
	7	月		↓			代行(医)接種日時報告受け全体表(受付用)作成	[6]枠配通知(未保護・小高・中学・乳幼②)	接種日時(小低高/中/保)市町村報告
	8	火		↓					
	9	水	[4]接種 基最そ、乳①	↓		小低学年	[5]小低学年:代行予約開始		
	10	木		小高学年		↓			
	11	金		↓		↓			
	12	土							
	13	日							
	14	月		↓		小高学年	[6]小高学年:代行予約開始		
	15	火	[5]卸通知	↓		↓	小低学年予約一覧送付[接種1週間前]		
	16	水		↓		↓			
	17	木	[5]発注	未滿保護		未滿保護	[6]未滿児保護者等:代行予約開始		
	18	金		↓		↓	小高学年予約一覧送付[接種1週間前]		
	19	土							
	20	日							
	21	月		中学生		↓			
	22	火	[5]接種 乳・低・基②	↓		中学生	[6]中学:代行予約開始 未滿児保護者予約一覧送付[接種1週間前]		
	23	水							
	24	木		↓		↓			
	25	金		↓		↓			
	26	土							

1 月	27	日						
	28	月	[6]卸通知 ↓			中学生予約一覧送付[接種1週間前]		
	29	火						
	30	水						
	31	木						
	1	金						
	2	土						
	3	日						
	4	月	[6]発注	[6]発注				
	5	火						
	6	水						
	7	木	[6]接種 小低・保護・小高・中・乳②・基②					
	8	金						
	9	土						
	10	日						
	11	月						
	12	火						

予約代行による 新型インフルエンザワクチン 接種事業の負担軽減への提案

平成21年11月26日時点の案

長野県衛生部

健康づくり支援課

薬事管理課

2

現在の接種（予約）方法での課題

- ①予約希望者が、なかなか予約が取れない。
- ②予約が取れないという焦りから、希望者が複数の受託医療機関へ繰り返し問い合わせ（電話）を行った。
- ③受託医療機関では、問い合わせの電話への対応に追われ、正規業務に支障が生じた。
- ④予約が取れない希望者は、予約が取れない事への不安・不満が増大した。

★今後、接種対象者が拡大し、多くの接種対象者が同一時期に予約することになるため、さらに状況が悪化することが懸念される。

こうした事態への対処方法・課題

対処方法	課 題
特設会場における 集団的接種	・接種場所の確保 ・主体となる受託医療機関との再委託 ・複数の医療機関が接種に携わる場合の調整（責任の所在・経費費用負担）
予約代行	・市町村と受託医療機関の調整 ・市町村の事務負担
受託医療機関にお ける個別接種 （現行どおり）	・予約の交通整理が必要 ・接種希望者が予約が取れない事への不満 解消が課題

今の時点で予約代行を行う理由

- ①妊婦や基礎疾患のある者については、かかりつけ医が接種の必要性を判断するとともに、自院で接種を行うことが基本であり、医療機関への直接の予約とした。
- ②また、乳幼児（1～6歳）についても、かかりつけ医をもつ者が多く、同様の対応とした。
- ③一方、これから接種が始まる小学生以降の者は、こうした背景がほとんどなく、医療機関以外における予約代行が可能と考えられる。

予約代行のメリット

対象機関	考えられるメリット
受託医療機関	・予約電話受付業務の低減 ⇒通常の医療業務へ専念できる
接種希望者	・1か所に電話をすることで予約がとれる ⇒接種予約ができる安心感、複数の医療機関に電話をかける負担の軽減
市町村	・計画的な接種計画への参加 ⇒医療の確保と、住民へのサービス
その他	・複数予約の解消 ⇒予約に係る混乱の回避 ・一元的な予約により希望者の集中が可能 ⇒ワクチン(特に10mL)の効率的な利用

予約代行の課題

対象機関	課 題
受託医療機関	・一律予約のため、かかりつけ患者以外への接種を応じる必要がある
接種希望者	・接種医療機関を選べない場合がある(希望しない医療機関での接種)
市町村	・予約代行業務の事務負担・経費負担
その他	・キャンセル(体調不良のための接種延期)への対応

7

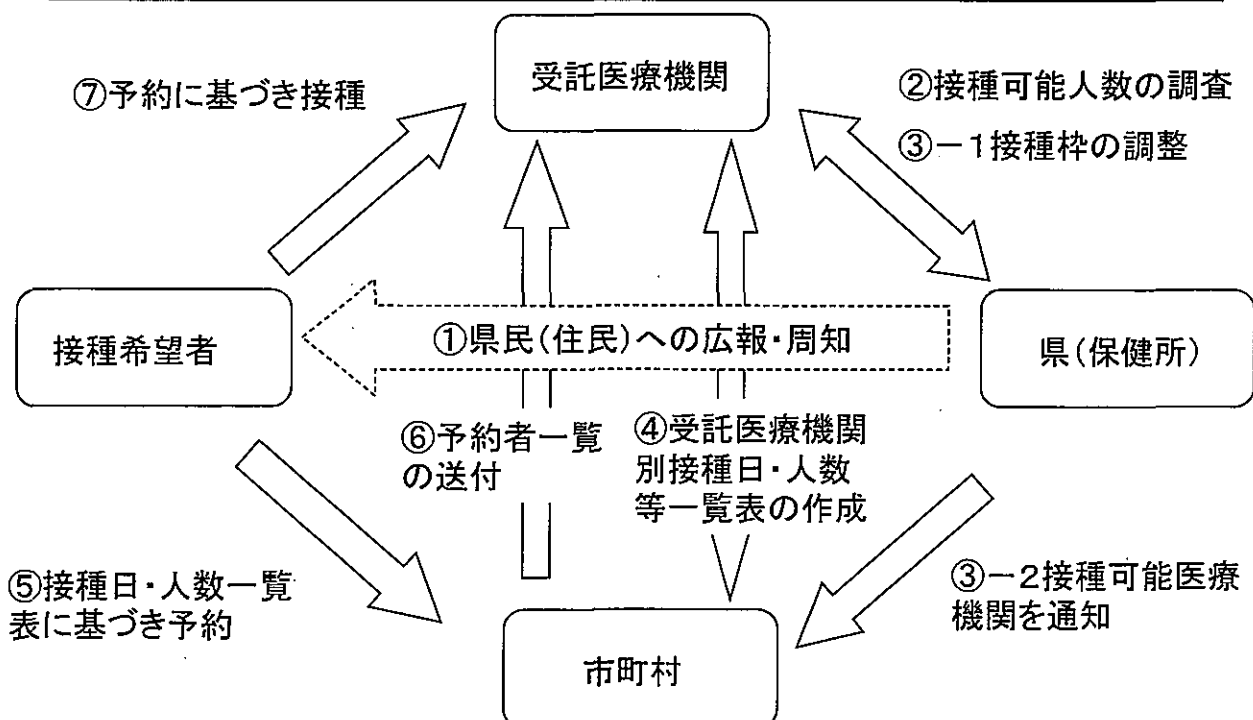
予約代行における接種の手順(案)

- ① 県民(住民)への広報・周知
- ② 受託医療機関に対する接種可能人数の調査
- ③ 接種対象者人数を踏まえ、市町村ごとに受託医療機関の接種枠を調整
- ④ 受託医療機関別接種日・人数一覧表の作成
- ⑤ 市町村における予約の受付を開始
- ⑥ 受託医療機関へ予約者名簿を通知
- ⑦ 受託医療機関における接種の実施

8

予約代行によるワクチン接種の流れ

★原則として、居住する市町村内の受託医療機関で接種を受ける。



①県民(住民)への広報・周知(1)

- 当初の予定を変更する旨の周知
 - － 12月2日からそれぞれの受託医療機関が小学校低学年の予約を受け付けることになっているので、それが変更されることを周知する必要がある。
 - － 県は、11月30日にプレスリリースするとともに、市町村の協力の元、各小学校を通じてすべての家庭へ通知する。
- 新たな予約方法の周知
 - － 県は、市町村における予約方法(電話番号等)を調査する(次ページ)。
 - － 市町村は、保護者に対して可能な方法で周知する。

①県民(住民)への広報・周知(2)

- 市町村は、管内の接種(予約)方法について検討を行い、下記の項目について11月27日までに県(保健福祉事務所)へ報告する。

接種場所	・特設会場	・受託医療機関	
予約先	・市町村	・市町村 (予約代行)	・受託医療機関
市町村の受付窓口	・受付窓口の名称・場所 ・受付電話番号 ・来庁による予約の可否		

11

②受託医療機関に対する 接種可能人数の調査(1)

- 県は、全ての受託医療機関に、接種対象者ごとの接種可能人数等を調査する。

<調査項目>

対象者区分	小学低学年・小学高学年・中学生・高校生 ・1歳未満の乳児の保護者等
接種可能人数	接種対象者ごとの接種可能人数 ・原則として、小学生は30人、中学生以上は18人を1単位とする
接種予定日	県が示す接種期間における接種可能曜日と時間帯

12

②受託医療機関に対する 接種可能人数の調査(2)

- 県(保健福祉事務所)は、市町村別、対象者区分別に接種可能人数を集計する。
- <例>「〇〇町における小学校低学年」の場合

医療機関名	12月22日～1月22日		
	接種可能人数	接種日	接種時間
A病院	30人	日	9:00～10:00
	60人	月	16:00～18:00
B診療所	30人	土	13:00～14:00
C診療所	—	—	—
合計	120人	—	—

- 同様の表を小学校高学年、中学校などでも作成。

③市町村ごとに 受託医療機関の接種枠を調整(1)

- 県(保健福祉事務所)は、受託医療機関の接種枠を調整する
 - ②の接種可能枠 > 対象者人数 → 接種枠を圧縮
 - ②の接種可能枠 < 対象者人数
→ 接種可能人数の拡大を受託医療機関に依頼
- <例>ある町で小学校低学年の人数が150人の場合

医療機関名	12月22日～1月22日		
	接種可能人数	接種日	接種時間
A病院	30人	日	9:00～10:00
	60人	月	16:00～18:00
B診療所	30人	土	13:00～14:00
C診療所	—		
合計	120人		

例えば、C診療所に30人枠の増設を依頼する(A、Bでも可)

- 同様の作業を小学校高学年、中学校などでも作成。

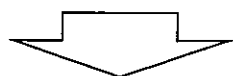
③市町村ごとに 受託医療機関の接種枠を調整(2)

- 市町村内で接種可能な医療機関(あるいは接種枠)が確保できない場合は、県(保健福祉事務所)は、隣接する市町村に所在する受託医療機関に対して接種可能人数の増加を要請する。

(例)

□□村 接種対象者 120人

□□診療所 接種可能人数 60人



村外の△△病院で、60人の接種可能人数を増加するよう依頼

③市町村ごとに 受託医療機関の接種枠を調整(3)

- ・ 県は、受託医療機関に対して対象者区分ごとの接種枠を通知する。
- ・ 受託医療機関は、県から提示された接種枠を踏まえて、それぞれの接種枠における接種日・時間を決定し、接種に関する留意事項等と合わせて所在する市町村に報告する。

④受託医療機関別 接種日・人数一覧表の作成

- ・ 市町村は、受託医療機関から報告された接種枠における接種日・時間、接種に関する留意事項等を一覧表にまとめる。
- ・ <例>「〇〇町小学校低学年」の場合(他の区分も同様)

医療機関名	12月22日～1月22日			
	接種枠	接種日	接種時間	注意事項
A病院	30人	12月27日(日)	9:00～10:00	15分前に来院し、右側の入口から入る
	60人	12月28日(月)	16:00～18:00	
B診療所	30人	1月8日(土)	13:00～14:00	駐車場は〇〇を利用
C診療所	30人	1月6日(水)	16:00～17:00	特になし
合計	150人	—	—	

⑤市町村における予約の受付(1)

- ・ 受付窓口の混雑を避けるため、接種対象者別に異なる日に予約する期間を設定する。

対象者の範囲	県内共通の予約期間
小学低学年	12/9(水)～11(金)
小学高学年	12/14(月)～16(水)
中学生	12/17(木)18(金)21(月)
1歳未満乳幼児の保護者等	12/22(火)24(木)25(金)
高校生	1月を予定

※期間内に予約が出来なかった者は、接種1週間前以内であれば、随時予約可能とする。

※予約期間開始前の予約は認めない。

⑤市町村における予約の受付(2)

- ・ 市町村は、受託医療機関別接種日・人数一覧表を基に、接種希望者からの申し込みを受け付ける。
- ・ ワクチン接種に係る予約受付以外の相談は、県のワクチン相談電話(0263-31-5447)を活用する。

受付方法	・ 電話・窓口対応など - 市町村で対応可能な方法について検討する。 ・ 接種枠の確認、受付名簿の作成で工夫が必要。
順番の割り振り	・ 受付順により、順次割り振り
受付事項	・ 接種者住所、氏名、学年、保護者氏名、電話番号
接種医療機関の決定	・ 受診券を持っている医療機関を優先する。 ・ 枠が埋まるなどの場合には近隣の医療機関とする。
接種希望者への伝達	・ 医療機関名、接種日時、注意事項、(受付番号等) ・ 当日の体調不良等によるキャンセルの方法など

予約受付の例(1)

・接種対象者毎の予約状況一覧を作成し、順次受付を行う。

- ① 電話を受ける。
- ② 対象者の学年とかかりつけ医など希望を伺う。
- ③ 予約状況一覧より、予約枠を確保する。
- ④ 接種者氏名、学年、保護者氏名、住所、連絡先電話番号など必要事項を聞き取り、予約一覧に記入する。
- ⑤ 接種医療機関名、受付時間、留意事項等について説明し、予約受付とする。

接種対象者	小学校低学年
予約受付	12/9(水)～11(金)
接種期間	1回目接種 12/22～

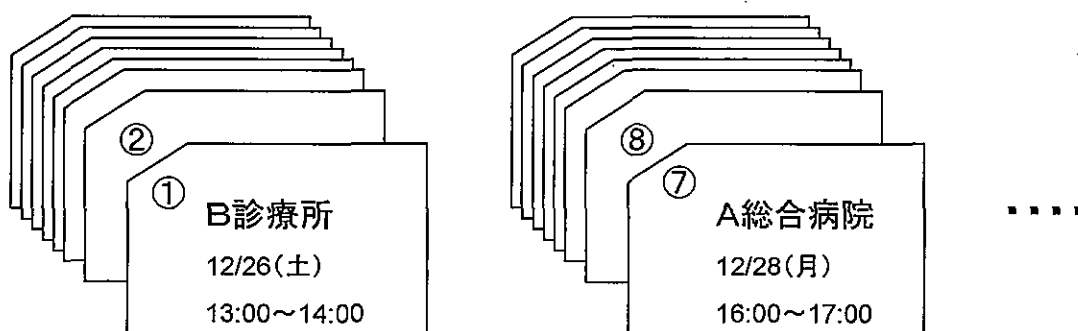
医療機関名	接種日 12月26日(土)									
B診療所 13:00～14:00	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

医療機関名	接種日 12月28日(月)									
A総合病院 16:00～17:00	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

医療機関名	接種日 1月18日(月)									
A総合病院 16:00～17:00	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

予約受付の例(2)

・予約カードを作成し、順次受付を行う。



- ① 接種日・受託医療機関単位で、人数分のカードを作成し、予約毎にカードを引き、裏面に接種希望者の基本情報を記入
- ② カード情報をもとに、予約一覧表を作成する

⑥受託医療機関へ予約者名簿を通知

- 市町村は、接種予定日の1週間前までに、予約者名簿を受託医療機関へ通知する

(例)

新型インフルエンザ予防接種予約一覧

受託医療機関名	A総合病院
接種日時	12月22日(火) 15:00～16:00
接種対象	小学校低学年
接種予定人員	30人

連番	接種希望者氏名	学年	保護者氏名	住所	電話番号
1	長野 太郎	小1	長野 一郎	〇〇町123-45	98-7654
2	山田 花子	小3	山田 太郎	××通り321-54	98-4567
3					
4					
5					

⑦受託医療機関における 接種の実施

- 市町村からの予約一覧を元に、接種を実施する。
- 当日のキャンセル、体調不良による接種日の延期を行った場合は、受託医療機関において、個々に予約を受け付ける。
- 受託医療機関での接種ができない場合には、改めて市町村の予約窓口連絡し、予約を取り直す。

23

小学校低学年の接種が始まるまでのスケジュール(1)

月日	実施者	内容
11月25日(水)	県	医師会に対して本システムを説明
11月26日(木)	県	市町村に対して本システムを説明
11月27日(金)	県	受託医療機関に対して接種可能人数の照会通知を発送
11月30日(月)	県	「予約方法を変更する」プレスリリース
	市町村	小学校経由で保護者通知
	受託医療機関	接種可能人数を保健所に回答
	保健所	管内の市町村について接種枠の調整(12月2日まで)
12月2日(水)	保健所	調整後の接種枠を県に報告
12月4日(金)	県	受託医療機関に対して接種枠を通知

24

小学校低学年の接種が始まるまでのスケジュール(2)

月日	実施者	内容
12月7日(月)	受託医療機関	接種枠、接種日・時間、注意事項を市町村に報告
12月9日(水)	市町村	小学校低学年の予約受付開始
12月15日(火)	市町村	12月22日接種の予約者名簿を該当医療機関に通知
12月17日(木)	受託医療機関	12月22日接種分のワクチンを発注
12月22日(火)	受託医療機関	接種開始

1. 受託医療機関へのワクチン配分方法について

- ① 全受託医療機関に対して、接種対象者（優先区分）毎に「接種予定者数（概数）」を調査
- ② 受託医療機関より「接種予定者数」を管轄保健所へ報告。11 保健所分を県で集約
- ③ 地域におけるワクチンの偏在を防ぐため、国の供給計画を基に、医療圏の人口比により「医療圏供給予定量」を算定

「医療圏供給予定量」を受託医療機関から報告のあった、「接種予定者数」により按分し「接種可能枠数（納品を保障する絶対数）」を決定、各受託医療機関に対し通知

- ④ 受託医療機関は、提示された「接種可能枠数」の範囲内で、予約を受付
- ⑤ 国の出荷及び取扱業者通知を基に、受託医療機関毎に担当卸業者を決め、受託医療機関に通知
受託医療機関には、ワクチンの返品は不可能である旨の連絡を、各種通知の都度通知し、予約状況に応じて必要量を担当卸業者に発注するよう周知。

また、「接種可能枠」は、次回の供給日まで有効とし、その期間内かつ枠数内であれば受託医療機関から随時発注が可能とすることで、「見込み」で発注することを防いだ

- ⑥ 受託医療機関は、「接種可能枠」の範囲内で、担当卸業者へ必要量を発注
- ⑦ 担当卸業者は、発注に基づき受託医療機関へ納品
- ⑨～⑬ 必要に応じ、接種希望者に対する過不足について医療機関に照会を行い、回答に基づき供給量、配分を見直した

なお、次回供給日までに、発注の無かった卸在庫分については、その発注を無効（リセット）とし、次々回供給分に合わせて受託医療機関へ再配分した。

受託医療機関（約 1,440 施設）に対する通知文の発送状況（ワクチン供給に限る）

接種予定者数調査	10 回	個別通知（主に郵送。一部 FAX による。） ・ 郵送作業 25 回 ・ 1 回当たりの発送数 1,200 通（平均） ※受託医療機関からは、FAX により管轄保健所に 回答・集計した。
スケジュール通知	9 回	
接種可能枠数通知	7 回	
担当卸通知	11 回	

以上の対応により、基本的に受託医療機関へは「過剰在庫」が発生しないシステムとなっています。

ただし、受託医療機関においては、予約後のキャンセルによる在庫が若干発生している状況があります。この在庫量調査は、近日中に実施する予定です。

2. 供給バイアルの調整について

受託医療機関への供給については、以下の点について留意した。

- ・ 規模の小さな診療所や小児科、接種希望数の少ない施設については、1mL バイアルでの供給を優先
- ・ 比較的規模の大きい病院については、可能な限り 10mL バイアルでの接種を依頼
- ・ 集団接種については、10mL バイアルを積極的に使用していただくよう協力依頼
- ・ 受託医療機関より追加供給の要望がある場合には、極力 10mL バイアルでの供給とした

